

四国新世紀創造への戦略プラン

——山を動かす——

財団法人 香川経済研究所
調査部長 白川正照

- 1 現在、国や地方公共団体の財政は約666兆円の公債残高（13年度末）を抱え、非常に厳しい状況に置かれている。加えて、ここ数年の間に、グローバル化という名の下に好むと好まざる とにかかわらず競争社会に巻き込まれ、雇用・所得不安が拡がるとともに、「癒し」が強く求められるようになってきている。

資源の乏しい日本にあって、現在の閉塞感を打破し、これからの地球環境時代、循環型社会を形成していくためには、国民に希望の持てる長期ビジョンを打ち出し、家計の貯蓄（個人の金融資産1,400兆円。その大半は都市の高齢者層が保有）が国内で有効に活用されて、必要な投資に向かい、生活の質が向上すること、そして高齢化社会に向けて良質なストック形成が行われることが必要となってきた。

とりわけ、昨今は地方交付税や道路特定財源などの見直しも含め、限られた財源を東京を中心とした大都市部に集中投下することで、経済の再生を図るという基調が読み取れる。その結果、地方と都市との対立という軋轢が生じるが、むしろ、都市住民が地方の恩恵を受けるような政策を打ち出していくことが重要ではないかと考えられる。

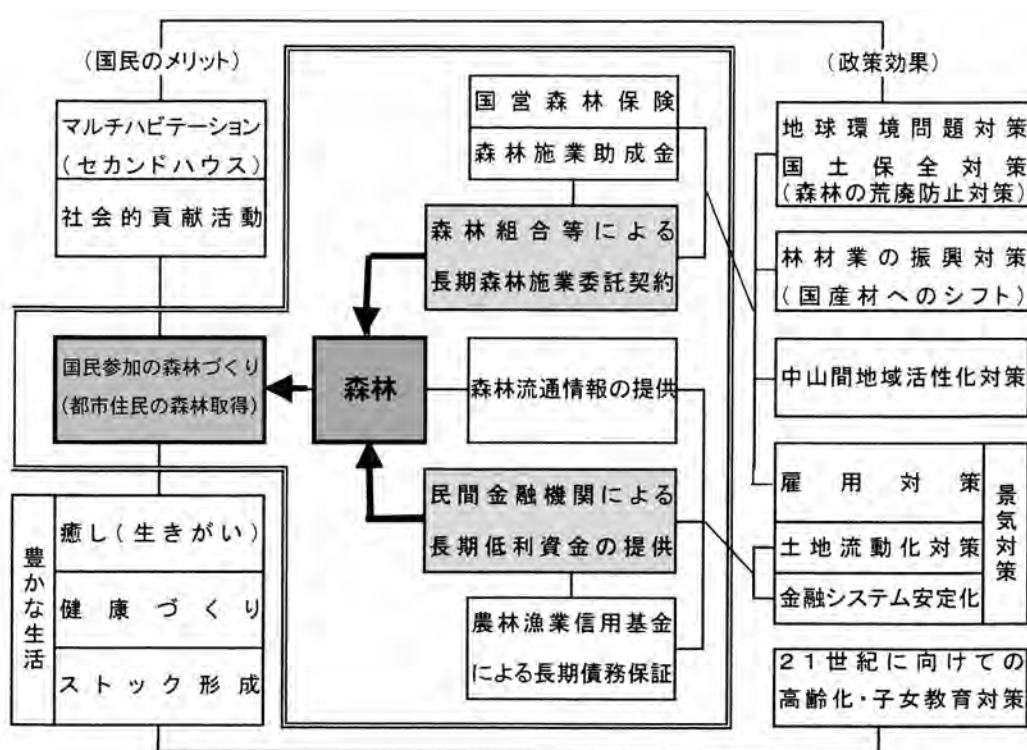
21世紀の国土のグランドデザイン（五全総）では、豊かな自然に恵まれた中山間地域を、21世紀の国土のフロンティアとして位置付けるとともに、庭園の島（ガーデンアイランド）ともいふべき世界に誇りうる日本列島を実現、自然との共存を図り、全国的に経済的な豊かさと自然環境の豊かさの両立を図ることが計画の目標となっている。

「四国はひとつ」といわれながら、貨物輸送量の四国内の県間輸送が3%にとどまっているように、4県相互のつながりが薄いものとなっている。しかしながら、四国は、後述のとおり膨大な森林資源に恵まれているのであり、これからの地球環境時代、循環型社会の形成に向け、この森林資源が四国を一つに結び付ける大きなキーワードではないかと考えられる。とりわけ、四国の森林の6割強は人工林で占められているが、これは先代が築きあげた世界に誇りうる資産であり、後世に受け継いでいくべき資産ではないかと考えられる。

折りしも、今般、政府は、構造改革を先行して決定・実施すべき施策として「改革先行プログラム」をとりまとめた。その中で、雇用対策として、「新公共サービス雇用」を打ち出し、中高年の失業者を環境保全のための森林作業員や学校の補助教員など公共部門で50万人雇用することとしている。

四国を一つにして「21世紀の新しい四国を創造」し、「国内外にわたる広域的連携型発展の先導的地域」として四国から情報を発信していくためにも、四国の誇るべき森林資源をこうした「新公共サービス雇用」を活用して関係行政機関等の横断的な連携の下に、有効に活かしていく必要があるように思われる。

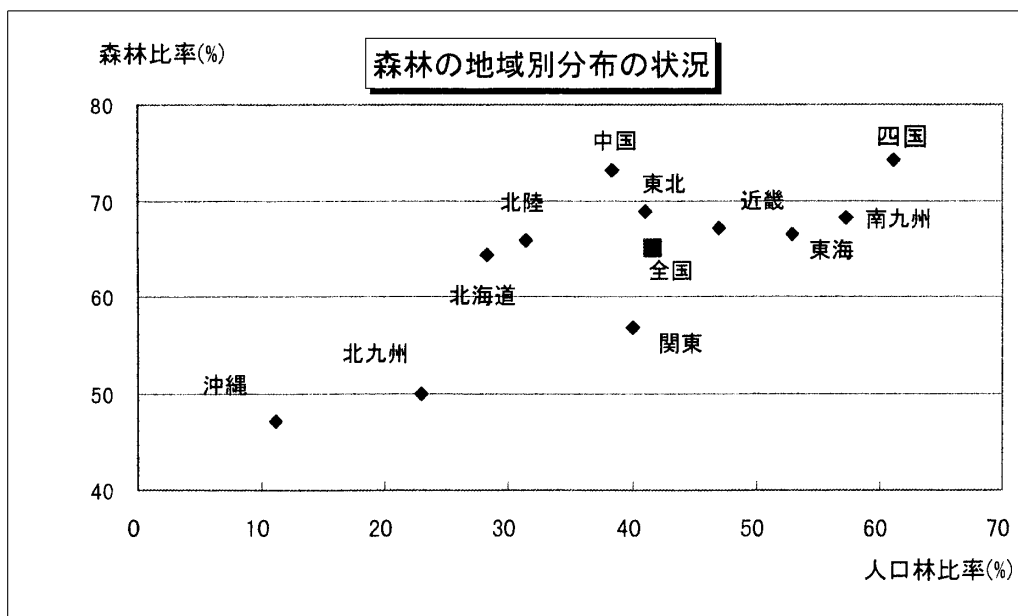
森林を活かした生活空間倍增戦略プラン



都市住民が森林付きのセカンドハウスを持てる政策を打ち出し、余暇を利用して森づくりを楽しみながら地球環境保全や内需拡大に貢献

- 2 折りしも、今年7月にボンで開かれた地球温暖化防止条約第6回締約国会議の再会合において、日本とカナダに森林によるCO₂（二酸化炭素）の吸収量を大幅に認めることが決まった。日本のCO₂削減量は1990年比で6%減であるが、このうち最大で3.89%を排出削減枠から差し引くことができるようになった。このため、6%減という目標は、森林による吸収を除くと実質的には2.1%減ということになり、森林の地球温暖化防止への貢献度は極めて高いものとなっている。

日本は、国土の65%が森林であり、森林の42%をすぎやひのきといった人工林で占める世界有数の森林国である。とりわけ、四国地区は森林比率（約75%）、人工林比率（6割強）ともに全国では最も高い地域となっている。



こうした人工林の多くは昭和30年代に植林され、既に間伐期に達しているものが多い。一般的にはすぎは50年、ひのきは60年で伐採期に達する。このため、あと10～20年もすれば大量の国産材が出回ることになる。地球温暖化防止との関係で、森林のCO₂の吸収力をみると、成長の止まった自然林よりも成長を続けている若い人工林がより多くCO₂を吸収している。言い換えると、伐採後に植林すれば、CO₂の吸収がどんどん進むことになる。

しかしながら、この森林が今、大変大きな問題を抱えている。世界有数の森林国でありながら、林業就業者は昭和30年の52万人をピークに最近では7万人前後にまで落ち込んでいる。わずか7万人程度で国土の65%の森林を維持できるわけがなく、これまで森林の荒廃を余儀なくされてきた。のみならず、安い外材を大量に輸入しているため、森林大国でありながら木材の自給率は20%を下回るに至っており、あまつさえ木材輸出国の森林破壊の一端が日本にあるとの批判を受けている。

加えて、前述のとおり、あと10～20年もすれば大量の国産材が出回ることになるが、次の3つの大きな問題を抱えている。

- ① 木材需要が減退し、間伐材も含め、外材に比べ割高な国産材を今後どのように活用していくのか。

- ② 現在、林業就業者の約7割は50歳以上の高齢者であるが、こうした高齢者がリタイアした後の担い手の育成、確保をどうしていくのか。
- ③ 後継者不足に加え、採算面から造林意欲が乏しくなっており、伐採後の再造林を誰が行っていくのか。

3 日本の林業については、こうした問題が先送りされ、抜本的な解決に至っていないが、むしろこれを逆手に利用、森林の魅力を引き出して新しい四国の創生に活かしていくことができないものか。

① 価格面での魅力

まず第1点目が森林の価格である。日本不動産研究所の調査によると、最近の山林素地の平均価格（林地として利用される場合の売買価格。平成13年3月末現在）は1ha（1万㎡、約3,000坪）当たり次表のとおり数十万円となっている。

これまで、森林の売買については林業者間の相対売買で行われ、どちらかという~~と~~立木の経済価値のみが着目されてきた。このため、こうした低廉な価格でも林業者間ではなかなか売れないという。しかしながら、都市住民にとってみれば、わずかな金で広大な土地が持て、リッチな気分になれる魅力的な価格ではないかと考えられる。

（単位：千円/ha）

	全国	四国					中国					
			徳島	香川	愛媛	高知		鳥取	島根	岡山	広島	山口
用材林地	665	358	465	589	325	299	525	476	378	558	603	558
薪炭林地	446	273	297	563	250	251	360	270	296	380	438	385

（注） 用材林地—すぎ・ひのき・まつなど主として針葉樹が植生している林地
薪炭林地—くぬぎ・なら・かしなど主として広葉樹が植生している林地

② セカンドハウスへの誘因

第2点目はセカンドハウスである。一昔前までは、マイカー、ゴルフ、海外旅行、別荘といえば、金持ちのステイタスであった。今日では、マイカー、ゴルフ、海外旅行については若者でも楽しめる時代となっている。あと手に入っていないのは別荘（セカンドハウス）ということになる。とりわけ、都市住民のセカンドハウスに対する潜在需要は極めて高いものがあり、国内需要創出の大きな鍵を握っている。

「森林との共生・緑とのふれあいについて」アンケート調査より（回答率：％）

	東京	佐賀	熊本
田舎にセカンドハウスやログハウスを持ちたい	83	80	82
空き農家の利用を考えたことがある	63	52	45

（注） 東京—平成6年6月代々木公園「もりの市」、森林塾同人会調査。有効回答者1,469人
佐賀—平成6年10月「さが森林・林業フェスタ」県林務課調査。有効回答者141人
熊本—平成7年4月「くまもとアウトドア・ファーマーズフェア」熊本営林局調査。有効回答者366人

こうした中で、現在、中山間地域においては、セカンドハウスやログハウスの材料になるすぎやひのきの間伐材が採算割れのため利用されずに大量に放置されている。こうした間伐材を安く手に入れ余暇を利用して手作りのログハウスができるような仕掛けがこれから必要になってくるように思われる。因みに標準的な木造住宅（延面積120m²）の木材使用量は23m³であるのに対し、森林1ha当たりの立木蓄積（利用材積）量はスギで300m³、ヒノキで290m³となっている。

のみならず、後継者難から農林家の空き家が増えているほか、空き家予備軍ともいえる高齢者の単独世帯は92万戸（95年）から2020年には306万戸に増加することが見込まれている。空き家も人が住まずに数年経つと廃屋になってしまう。家があるということは飲み水や電気が確保されているということであり、セカンドハウスとしてうまく利用することも可能である。

特に、昨今はIT革新によって、自然に囲まれた山間地等においても、パソコン通信、テレビ電話などデータ通信やビジュアル情報通信メディアを利用して、あたかも都市部に居住しているのと同様な仕事を行うことも可能になってきつつある。

③ スtock形成としての魅力

林業の採算性（昭和40年＝100）をスギの造林投資で見ると、立木の販売収入が減少（平成11年＝73）する一方、造林費の大半を占める労賃（平成11年＝562）が大きく上昇していることから、スギの造林投資利回りは年々低下しており、平成8年以降は採算割れとなっている。

しかしながら、補助金を考慮するとなお採算を上回っているほか、今後、低労賃の外国労働者を受け入れたり、都市住民が植樹や下草刈り、つる切り等の作業を余暇を利用して自ら森づくりを楽しみながら行えば、採算（経済的価値）は改善する。

造林投資の利回り相当率の推移（平成12年度林業白書より）

（単位：％）

	昭40	50	60	平2	5	6	7	8	9	10	11年
す ぎ	6.3	4.1	2.1	1.6	0.6	0.3	0.0	△0.4	△0.7	△1.1	△1.5
+補助金	9.0	6.7	4.8	4.2	3.2	2.9	2.6	2.2	1.9	1.5	1.1
ひのき					2.0	1.8	1.5	1.2	1.0	0.6	0.4
+補助金					4.2	4.0	3.7	3.4	3.2	2.8	2.5

注1) 造林投資の利回り相当率は、木材販売収入に見合う造林投資（造林費）の利回り相当率。

2) 立木販売収入は、人工林（静岡県天城地方収穫表中位。伐期すぎ50年、ひのき60年）のha当たりの蓄積量（利用材積すぎ300m³、ひのき290m³）に1m³当たりの山元立木価格を乗じたものである。

3) 造林費は25年生までのもので、労賃単価、苗木代は各年度の補助事業の実施単価を使用。補助率は68%。ha当たりの施業基準は①植栽67人日（3,300本）、②補植2人日、③下刈り70人日（7回）、④つる切り10人日、⑤除間伐30人日（2回）、⑥枝打ち40人日（2回）、計209人日

重要なことは、森林にはこうした経済的価値のみならず、国土保全や水資源の涵養、環境保全への貢献といった公益的価値、さらにはやすらぎを与え心の健康を維

持するといった**精神的価値を併せ持つ**ということである。むしろ、都市住民とりわけ高齢者層にとっては、森林は社会への貢献や心の健康を満たしてくれる金銭に代えられないかけがいのない価値を有しており、**良質な資産（ストック）**になりうるのではないかと考えられる。

なお、最近の1 ha 当たりの立木の販売収入は次表のとおりとなっている。

（単位：万円／ha）

	全国	四国					中国					
			徳島	香川	愛媛	高知		鳥取	島根	岡山	広島	山口
ヒノキ290	541	489	539	484	446	443	552	557	536	577	501	511
スギ300	211	190	199	186	174	172	194	182	178	222	194	170

日本不動産研究所「山元立木価格調べ」（平成13年3月末現在）より算出

④ 供給面での魅力

前述のとおり**環境保全のための森林作業員の確保**など公共部門で雇用する「新公共サービス雇用」が打ち出された。しかしながら、問題はこの「公共部門」である国有林、公有林が現在、大変な赤字を抱えているということである。

次表のとおり森林の42%はこの国有林、公有林で占められている。このうち、国有林についてみると、これを管理する国有林野事業が約3兆8千億円の累積債務（財政投融资からの借金）を抱え事実上破綻するにいたっている。この借金を返済するため、平成10年10月以降、約2兆8千億円の借金を一般会計（税金）で肩代わりしたほか、残り1兆円については、一般会計から利子補給をしたうえで、国有財産の処分等により、50年をかけて返済することになっている。

現在、林野庁ではその返済財源に充てるため、所管する旧営林署跡地や貯木場跡地等の宅地あるいは宅地見込地を中心に処分を進めている。

しかしながら、**果たして国自身がこれほど膨大な森林を保有しておく必要があるのか**。むしろこの国有林を商品化し、国民が肩代わりした分国民に安く払い下げれば、政府がこれまで提唱してきた「国民参加の森林づくり」を名実ともに実現できるとともに、残り1兆円の借金も、もっと短期に返済できるのではないか。

因みに、国有林の1 ha 当たりの素地価格50万円、立木価格150万円、計200万円とすると、1兆円の借金を返済するためには50万 ha の国有林を処分すれば返済できることになる。

（単位：万ha、%）

	総面積		うち人工林		人工林比率
		構成比		構成比	
国有林	784	31.2	245	23.6	31.3
公有林	273	10.9	121	11.6	44.3
民有林	1,457	57.9	674	64.8	46.3
計	2,515	100.0	1,040	100.0	41.4

以上①～④を踏まえ、国有林や農林家の空家、間伐材等をうまく活用できれば、都市住民が森林付きのセカンドハウスを持ち、余暇を利用して森づくりを楽しみながら地球環境保全に貢献するといったことも、あながち夢ではなくなってくる。



伐採林地をユンボで段々状に造成し、ひのきや柿、梅、榊等を植林。余暇を利用して下草刈を行い、森づくりや散策を楽しむ。

4 森林を活かした生活空間倍增戦略プラン

「都市住民が森林付きのセカンドハウスを持ち、余暇を利用して森づくりを楽しみながら、地球環境保全に貢献」、こうした夢を実現していくためには、強力な推進機関が必要となってくる。

現在の閉塞感を打破し、これからの地球環境時代、循環社会を形成に向け、国民に希望の持てるビジョンを打ち出していくためには、当面は国が主体となり、次のとおり国有林を有効に活かしていくシステムづくりが必要ではないか。

(1) 国有林の商品化

国有林を都市住民のニーズに合った良質なストック形成に役立つよう、次のとおり、森林施業等がセットされた森林のパック商品を開発し、これを都市住民を対象に売出し、「国民参加の森林づくり」をよびかける。

- ① 枝打ち、間伐等の森林施業が確実に行われるよう、分収林（緑のオーナー）制度と同様、伐期までの森林施業費を予め納付させ、森林組合等と長期森林施業委託契約を締結する
- ② 火災、気象災害などの災害に対処するため、国営森林保険への加入を義務づける
- ③ 国、都道府県は、国土の保全という観点から、森林施業への助成（補助率 現行 68%→40%）を行うとともに、相続税を免除する。

- ④ 森林証券を発行、譲渡性を付与し、比較的容易に換金できるものとする。また、森林証券保有者には間伐材等を利用してセカンドハウスづくりができるよう、住宅用木材製品（国産材）を低コストで取得できるシステムを導入。
- ⑤ すぎやひのきだけではなく、広葉樹や花や実のなる森づくりも推進できるものとし、地形によっては憩いの場としてのオープンスペース（キャンプ、丸太小屋、菜園等に利用）を設ける。

とりわけ、相続税の免除は「国民参加の森林づくり」の実現に向けた大きなインセンティブになるのではないかと考えられる。

(2) 森林経営資金の融通

こうした「国民参加の森林づくり」を推進するため、次のとおり、民間金融機関は、造林・育林に必要な「森林経営資金」について、長期低利の条件で融資するとともに、農林漁業信用基金は、「森林経営資金」の円滑な提供を図るため、当該森林を担保とした長期保証を行う。

- ① 貸付限度額 所要額（伐期までの森林施業費見積額）の100%まで融資
- ② 貸付期間 25年以内の分割償還（但し、伐期又は処分時等に一括償還することも可）
- ③ 貸付条件 基金の100%保証を条件とする。
- ④ 保証条件 森林保険への加入、森林施業の森林組合等への委託を義務づけるものとする。
また、購入した森林を担保に徴求するとともに、森林保険証書に質権を設定する（保証人は不要）。

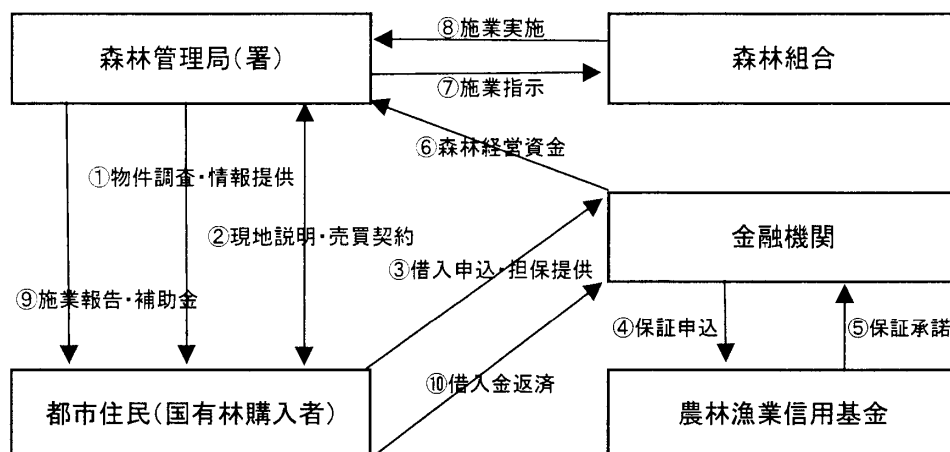
(3) 都市住民のメリット

次のとおり、21世紀の高齢化社会に向けた国民の生活の質的向上（心の豊かさ・ゆとり）に資することができるものと考えられる。

- ① 基金の公的保証で金融機関から、長期かつ低利の資金が受けられるため、月々わずかな支払いで森林を所有することができる。
- ② 枝打ち、間伐等の森林施業は森林組合等が行うので、手間がかからない。
- ③ 森林施業については、森林管理局の審査により適正に行われるため、樹木の成長に伴い、年々資産価値が増価するとともに、森林保険がその安全性を保証するため、ストック形成に役立つ。
- ④ 森林流通情報誌を通じて、比較的容易に換金できるとともに、セカンドハウスづくりへの夢も広がる。
- ⑤ 地球環境問題や国土保全（森林の荒廃防止）に貢献できるとともに、森林レクリエーションによって、家族とのやすらぎ、心身の健康をもたらすほか、樹木の成長

を楽しむ、美林を子孫に残せるということで、老後の生きがいにもつながる。

国有林流通システムのフロー・チャート



- ① 森林管理局（署）は、国有林の状況、境界等を調査し、伐採期までの施業費の見積額を算定のうえ、物件情報として都市住民に情報提供を行う。

その際、「国民参加の森林づくり」の一環として、森林の楽しみ方、森林施業のノウハウ、国・地方公共団体の助成措置等、森林を流通させるための情報提供を行う。

- ② 現地説明を行い、価格公示売却方式（※）により購入希望者に売り払う。

（※） 国が売却価格を示して購入希望者を募集し、希望者が複数となった場合には抽選により購入者を決定。現在、相続税物納財産のうち、300m²以下の土地又は200m²以下の建物についてのみ適用（予決令臨特令5条1項3号）されており、同政令の改正が必要。

- ③～⑥ 都市住民が月々わずかな支払いで森林経営者になれるよう、造林、育林に必要な資金（森林経営資金）を長期低利の条件で貸し付け、購入林地を担保提供する。

- ⑦～⑨ 森林管理局（署）は、森林施業が確実にされるよう、森林組合との間で森林施業の委託契約を締結（但し、森林所有者自ら森林施業を行うことも可能）。森林組合はその指示にしたがって森林施業を実施。森林管理局（署）は施業内容を審査のうえ⑥の森林経営資金により施業費を森林組合に支払い、補助金も含め、その施業明細を購入者に通知する。

- ⑩ 購入者は毎月森林経営資金の金利相当分の返済を行うほか、施業の実施の都度、上記⑨の補助金相当額以上の元本返済を行う。（※）

（※） 借入金の返済が滞った場合には、森林経営資金の残額の90%の範囲内で与信を与えるが、なお滞った場合には、担保物件を上記流通システムにのせて処分し、その売却代金で資金の回収を図る。

(具体例)

1 ha 当たりの国有林素地価格50万円、伐期までの造林・育林費用300万円、年利5%とすると、自己資金50万円あれば、都市住民が月々1万円前後の負担で森林のオーナーになれ、しかも伐期までの施業管理は森林組合で実施(注)。施業完了時には300万円の借金残高は180万円に減少。その一方でストック(立木資産)は確実に増加。

	造林・育林 施業費 万円	自己資金 (用地代) 万円	借入金 (施業費) 万円	補助金 (4割) 万円	借入金 残高 万円	毎月 返済額 円
国有林購入時		50	300		300	12,500
地ごしらえ	50			20	280	11,667
植付け	50			20	260	10,833
下刈り	60			24	236	9,833
除間伐	100			40	196	8,166
その他	40			16	180	7,500

(注) 上記具体例において、例えば「下刈り」(施業費60万円)の作業を森林組合に委託せず、森林所有者自ら行った場合には森林経営資金60万円が返済(借入金の返済に充当)され、そのうえ、補助金24万円が森林所有者に交付されることになる。これによって森林施業の担い手の育成・確保にもつながるのではないかと考えられる。

5 「新公共サービス雇用」、PFI手法の活用

上記「国民参加の森づくり」を推進するうえで、ネックになるのがマイカーで行けるような林道をどうやって整備するのか。また、森林所有者の世代交代と不在村化が進み、境界が定かでないものが多く、境界の確定に費用と労力を要するのではないかと懸念される。

これについても、今後増大が見込まれる建設就労者等の失業対策を兼ね、前述の「新サービス雇用」やPFI手法をうまく活用できれば切り抜けることができるのではないかと考えられる。

すなわち、現在、公共事業の見直しが問題となっており、国土交通省の試算によると、公共事業関係費を2001年度より10%削減すれば、建設就業者は今後3年間で61万人の失業が発生するという。公共事業に多くを依存する四国にとっては、建設就業者の雇用対策をどうするか、遊休化したユンボ等の大量の土木建設機械をどう活用していくのか、四国の大きな課題となってくる。こうした失業者や土木建設機械を次のとおり、「新公共サービス雇用」として林地の地籍調査や林地整備に生かすことができれば、「国民参加の森づくり」へのインフラ整備も進むのではないかと考えられる。

① 林地の地籍調査

土地の境界については、現在、「地籍調査」(一筆ごとの土地の所有者、地番、地目を調査するとともに、境界、面積について測量を行い、その結果を地図及び冊に

とりまとめるもの)が実施されている。

この地籍調査の経費は全額、国、県、市町村で負担しており、林地（国有林を除く）については、平成12年度末現在37%の進捗率（調査対象地域184,094km²、調査実施面積67,763km²）となっている。調査未実施の林地を中心に建設就業者を投入、進捗率を高めれば、「新公共サービス雇用」としてかなりの雇用創出につながる。

のみならず、地籍調査を通じて森林施業放棄者の林地を施業希望者に斡旋、これによって森林の荒廃を防止していくことも可能になってくるのではないかと考えられる。

地籍調査の進捗状況（平成13年3月末現在）

		調査対象面積 k m ²	調査実施面積 k m ²	進捗率 %	(負担率)
宅地	人口集中地区	1 2, 2 2 5	2, 1 4 8	1 8	国 50 % 県 25(5) % 市町村 25(5) % ()は交付税措置後の実質的な負担率
	その他	1 7, 7 9 3	8, 2 1 2	4 6	
農 地		7 2, 0 5 8	4 7, 2 8 6	6 6	
林地（国有林を除く）		1 8 4, 0 9 4	6 7, 7 6 3	3 7	
合 計		2 8 6, 2 0 0	1 2 5, 4 0 7	4 4 (※)	

(※) 四国－徳島18%、香川76%、愛媛74%、高知34%

中国－鳥取15%、島根34%、岡山79%、広島44%、山口50%

② 林道整備

平成11年1月に閣議決定された生活空間倍增戦略プランにおいては、「住空間の拡大」とともに、「遊空間・田園空間・健康空間の拡大」（心の安らぎにより、人々が心身共にリフレッシュできるような地域の創出とその利活用のための条件整備を推進）を図っていくこととし、その一環として「平成23年度までに林道を約5万km整備する」こととしている。

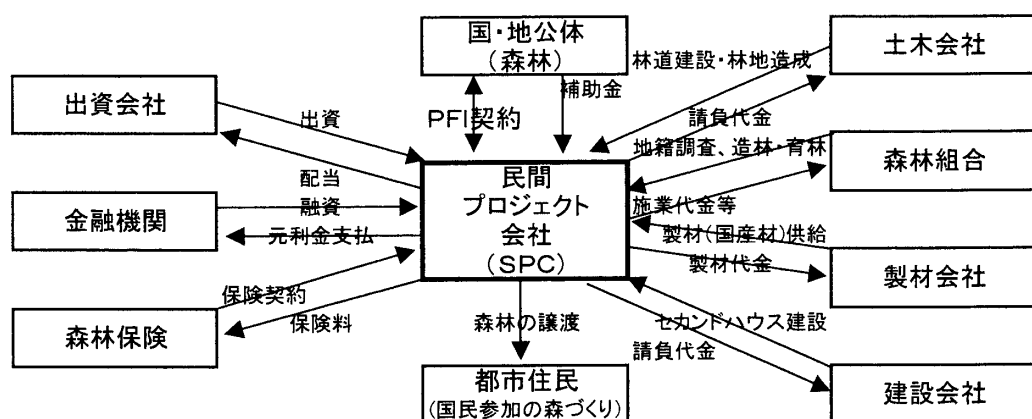
また、同年7月に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法※）が制定され、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力、技術的能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備することによって国民経済の健全な発展に資することとしている。

(※) PFI法

- * 公共施設等——道路、水道、情報通信施設、熱供給施設等（法2条）
- * 特定事業——公共事業等の建設、維持管理、運営等に関する事業（土地区画整理事業等を含むであって、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるもの（法2条））
- * 財政上の支援——現行の制度に基づく方策を基本とし、またはこれに準ずるもの（法4条）
- * 国の債務負担行為——国が債務を負担する場合には30年以内（法11条）
- * 国（公）有財産の使用——事業の用に供する間、無償又は時価より低い対価で使用可能（法12条）
- * 資金調達——無利子貸付けや地方債の配慮（法13,14条）

これからの地球環境時代、循環型社会の形成に向け、この林道整備をPFI (Private Finance Initiative) 手法を取り入れ、都市住民が森づくりを楽しめるよう林地の造成や地籍調査とあわせて前倒しで整備していけば、上記「新公共サービス雇用」ともあいまって建設失業者の雇用創出等にもかなり貢献できるのではないかと考えられる。

PFI手法による森林の再開発



(最後に)

以上のとおり、中山間地域等にある膨大な遊休資源（荒廃した森林、間伐材、農林家の空家）、都市住民の遊休資金（過剰貯蓄資金）、遊休人材（中高年失業者等）、遊休時間（余暇時間）等をうまく結びつけ、森林を活かした生活空間倍增戦略プランを打ち出すことにより、国内需要創出のみならず、都市と地方の交流を促進し、新世紀に向けた四国経済活性化への一つの足がかりになるのではないかと考えられる。